

香芝市告示第155号

香芝市公有財産活用検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年7月9日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市公有財産活用検討委員会設置要綱の一部を改正する要綱

香芝市公有財産活用検討委員会設置要綱（令和7年告示第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行欄に掲げる規定を、同表の改正案欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 案	現 行
（組織） 第3条 委員会は、副市長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長並びに<u>教育委員会事務局教育部長</u>の職にある者をもって組織する。	（組織） 第3条 委員会は、副市長、危機管理監、香芝市行政組織条例（平成5年条例第4号）第1条に規定する部及び室の長、議会事務局長、<u>教育委員会事務局教育部長並びに上下水道部長</u>の職にある者をもって組織する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。